

沖縄県が実施する土木・営繕事業の 景観性を担保する取り組みについて

西上 律治¹・増山 晃太²・三井 亨保³

¹正会員 パシフィックコンサルタンツ株式会社（〒101-8462 東京都千代田区神田錦町三丁目22番地、E-mail:ritsuji.nishigami@ss.pacific.co.jp）

²正会員 博士（工） 熊本大学大学院先端科学研究部（〒860-8555 熊本市中央区黒髪二丁目39-1、E-mail:masuyama@kumamoto-u.ac.jp）

³非会員 パシフィックコンサルタンツ株式会社（〒101-8462 東京都千代田区神田錦町三丁目22番地、E-mail:michibo.mitsui@ss.pacific.co.jp）

沖縄県では、沖縄県土木建築部が実施する公共事業を、景観に配慮して事業を進めるため『沖縄県景観評価システム（案）』（以降システム（案）と表記）を平成24年度に整え、25年度から試行事業を通じて仕組みの検証を行なっている。ここでは、このシステム（案）や試行事業による検証内容を整理し、平成29年度から実施する本格運用のための実効性のある考察を行い、沖縄県独自のシステムとして広く周知することで、今後の景観評価の一助となることを期待する。

キーワード：沖縄県景観施策、景観評価システム、景観チェックリスト、試行事業、景観研修会

1. 沖縄県の景観施策の経緯

(1) 景観施策の経緯

平成15年度の『美しい国づくり政策大綱』公布、翌年度の『景観法』制定を受け、沖縄県では平成20年度から23年度まで『風景づくり推進事業』による市町村の景観計画策定支援、平成23年1月の『沖縄県景観形成基本計画』策定による条例に基づいた県全体の景観施策の推進、平成24年4月の改正沖縄振興特別措置法制定の際の「良好な景観の形成」及び同年5月の『沖縄県21世紀ビジョン基本計画』策定の際の「価値創造のまちづくり」に位置づけられた『沖縄らしい風景づくり推進事業』という流れで景観施策を進めてきた。

一方、沖縄県土木建築部の事業を進める際に活用する景観形成に関するガイドライン¹⁾、²⁾は存在していたが、実際に活用する体制（システム）が整っていなかった。平成24年策定の『沖縄県21世紀ビジョン基本計画』では、景観形成に関する取り組みを「沖縄県風景づくり推進協議会」「風景づくりに係る人材育成」「県公共事業の景観配慮」「景観向上に係る技術開発」「ポータルサイト等による広報啓発」を五つの柱として再整理して進めており、とくに「県公共事業の景観配慮」の項目に対するシステムの整備として、今回の試行事業を平成25年度から行うこととなった。また、『沖縄らしい風景づくり推進事業』では景観行政団体である市町村を支援する形で県と市町村の連携体制を取っており、とくに10年間で24

のモデル地区を整備する「沖縄まちなみミュージアム」を重点的に実施していく。このように、県の公共事業における景観評価システムの確立と市町村との連携を図る仕組みづくりが沖縄県の景観施策の要点である。

(2) 景観評価システムの経緯

平成29年度の本格運用に向け、平成24年度はシステム全体の案を作成し、道路事業と河川事業についてケーススタディと景観チェックリストの作成を行った。平成25年度より道路事業で試行運用を始め、河川・営繕・港湾・海岸事業へと展開しつつ学識者や担当者の意見を参考に改善しながら本格運用の準備を進めている（図-1）。

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
システム全体	・システム案作成	・試行による検討	・体制検討	・体制検討	・体制整備	本格運用
道路	・ケーススタディ ・リスト作成	・試行運用 ・リスト解説書作成	・試行運用	・試行運用 ・景観検討事例集作成	・試行運用	本格運用
河川	・ケーススタディ ・リスト作成		・試行運用 ・リスト事例集作成	・試行運用 ・景観検討事例集作成	・試行運用	本格運用
営繕			・試行運用 ・リスト(広域)の作成	・試行運用 ・リスト(詳細)の作成	・試行運用	本格運用
港湾				・試行運用 ・リスト解説書作成	・試行運用	本格運用
海岸					・試行運用 ・リスト解説書作成	本格運用
公園・砂防ダム・空港 下水道					・試行運用 ・リスト等は上記を準用	本格運用

図-1 景観評価システム構築のスケジュール

沖縄県の景観評価システムにおいて、西上と三井は全体案の作成から試行運用の事務局として平成24年度から単年度のコンサルタント契約をしている。また、増山は平成25年度から景観デザインの学識者として景観委員会の委員の委嘱を受け、景観評価システムの仕組みづくりの助言を行うとともに、道路のアドバイザーを担当している。

2. 沖縄県景観評価システムの概要

(1) 類似事例と既往研究

公共事業における景観形成の実施体制として、基本的な項目は「1. 指針となるガイドライン」「2. 配慮すべき項目のチェックシート」「3. アドバイザー（専門家）の派遣制度」「4. 専門家による委員会」「5. 検討経緯をまとめた引継ぎ資料（景観カルテなど）」が挙げられる。沖縄県内の国の事業では『沖縄総合事務局・景観検討の基本方針³⁾』に基づき、全事業で上記五項目を実施している。九州各県の事例では、鹿児島県が『鹿児島県公共事業景観形成基準⁴⁾』に基づき、すべての公共事業について上記五項目を実施しており、長崎県では3と4を実施し、デザイン評価システムの運用上の成果と課題についての研究⁵⁾もまとめられている（表-1）。これらの先行している制度の事例があり、アドバイザー派遣制度と委員会を軸としたシステムに関する既往研究がある中で、本論では事業ごとに作成する『景観検討区分チェックシート・景観デザインチェックリスト解説書・素案』をベースに、1～5の項目を網羅し、市町村との連携も重視した沖縄県の景観評価システムの試行運用で明らかとなった成果と課題について整理し、考察する。

表-1 九州各県の景観評価の状況

	沖縄総合事務局	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
1.ガイドライン	○	○	○		○		○	○
2.チェックシート	○	○						○
3.アドバイザー派遣制度	○		○	○	○		○	○
4.専門家による委員会	○			○				○
5.検討経緯の引継ぎ資料	○		○					○

平成25年度調べ

(2) 沖縄県景観評価システムの検討

沖縄県では土木建築部の都市計画・モノレール課が事務局となり試行運用を進め、平成24年度から27年度までのシステム全体の検討結果を報告書にまとめている。当報告書を参照し、システムの骨格となる部分の議論の結果を示す。

a) 景観評価システム構築の目的

平成24年度の検討当初は「観光地形成に寄与すること」に重点を置いていたが、「良好な景観形成には、地

域や住民の視点を入れるべき」「調査結果から観光客は沖縄らしい風景に期待を寄せている」という景観評価システム検討委員会の指摘を踏まえ、下記をシステム構築の目的とした。

“景観に配慮された社会資本整備により形成される良質な公共空間を創出することにより、①地域住民が誇りを持つこと、さらに②世界水準の観光地形成に寄与することを目的とする。”

b) 対象事業と事業段階

県が行う事業は施工段階だけでも平成24年度で道路事業が70、河川事業が28と事業数が多い。土木建築部が行う事業の全てを対象とする一方で実効性のあるシステムとするため、『国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）』を参考に、景観検討区分を「重点検討事業」「一般検討事業」「検討対象外事業」に区分している（図-2）。「重点検討事業」では、CG等を用いた景観予測、専門家を交えた委員会の開催または専門家の直接指導、景観委員会での審議・助言、市町村との連携、地域住民との連携、住民が使いこなす仕組みづくりを検討することを課しており、「一般検討事業」では必要に応じてそれぞれを行う。また、周辺への景観影響が極めて小さい地中構造物や修繕工事などは「対象外事業」としている。

事業段階別では、各事業とも、計画、設計、施工、維持管理のどの段階にあっても対象とする。

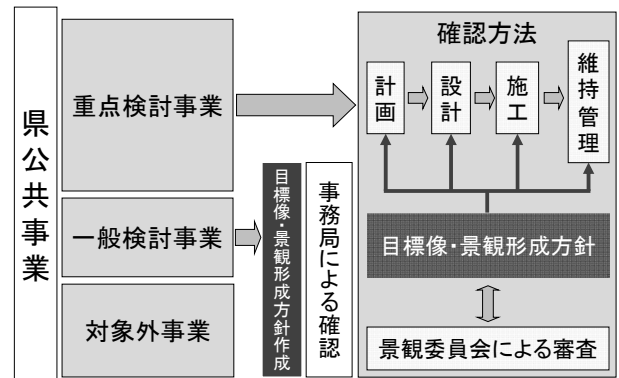


図-2 景観評価システムのフロー図

c) 重点検討事業

前述したシステム構築の目的を踏まえた上で、景観に与える影響が大きく、良質な景観の形成にとって影響が大きい以下の事業を重点検討事業とした。

- ① 沖縄まちなみミュージアム地区（候補地区を含む）内で行う事業
- ② 優れた景観を有する地域で行う事業
- ③ 主要な観光地などで行う事業
- ④ 観光地などへの主要なアクセス道路
- ⑤ 市町村が景観計画等でシンボルロード・サイクリングロードに位置づけている道路

- ⑥上記④、⑤の道路及び多くの観光客、地域住民が利用する航路からよく見える事業で、景観に与える影響が大きい事業
- ⑦市町村景観計画等で位置づけられているなどの優れた視点場からの眺望景観に与える影響が大きい事業
- ⑧事業により景観に大きな影響を与えるおそれがあると事務所等が判断する事業
- ⑨その他、事業実施を通じて良好な景観形成を行おうとする事業

「沖縄まちなみミュージアム地区」や主要な観光地、観光地などへのアクセスを重点検討事業としている点は、沖縄県の特徴が表れている。また、⑥の道路や航路からのシークエンス景のチェックを選考基準に入れた点は他事例には見られない特徴である。

d) 景観チェックリスト方式

景観検討を進める際の課題は、1) 景観検討の準備（予算の確保、事業スケジュールの確保、適切な検討体制の構築）と、2) 景観検討の内容、であることを現場ヒアリングなどで把握し、事業の準備段階の「景観検討区分チェックシート」、事業実施段階では、全事業共通の「基本的事項のチェックリスト」、道路や河川などの事業毎の「施設別チェックリスト」を作成した。

(4) 基本的事項のチェックリスト

作成年月日：平成〇年〇月〇日
 作成者連絡先
 ○〇事務所〇〇課
 担当者：〇〇〇〇、〇〇〇〇
 TEL：〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇
 E-mail：〇〇〇〇〇@pref.okinawa.lg.jp

下記に事業名を記載するとともに、景観チェックリストを提出する際には、景観検討区分チェックリスト及びその該当資料も提出すること。また、対象地の景観タイプを踏まえて、使用する景観チェックリスト名を記載すること。

事業名：
 使用する景観チェックリスト：

下表の項目について、その有無（結果）ではなく確認の仕方（プロセス）について記入する。なお、確認した結果、該当する内容がなかった場合でも、◎もしくは○を記入する。
 あわせて、確認した内容がわかる該当部分の資料を提出するとともに、下表に該当するページ番号を記入する。また、確認体制がわかるページ番号と確認時期についても記入する。

◎ 地元市町村に確認済 ○ 事業担当課で確認済 × 未確認

チェック項目		頁	記入欄	確認体制 確認時期
step1 地域特性の把握	1) 土地利用	対象地域の自然環境、社会環境などの現況を確認しているか		
	2) 地歴	対象地域の歴史資産や歴史を示すものなど（現存しないものも含む）を確認しているか		
	3) 上位・関連計画	景観検討の制約条件となる上位計画を確認しているか 対象地域の観光や街づくりなどに関する計画、活動状況を確認しているか		
	4) 関連事業	対象事業に隣接する関連事業の内容及びスケジュールなどを確認しているか		
	5) 法規制	対象の景観デザインに影響する法規制の内容及び法的効果などを確認しているか		

図-3 沖縄県景観評価システムチェックリスト（一部抜粋）

特に「基本的事項のチェックリスト」では、「Step1：地域特性の把握」「Step2：景観デザインの配慮事項の抽出」「Step3：景観デザインの目標像の立案」の三つの段階に分けたチェックリストとしている。

とりまとめた資料の作成方式として、沖縄総合事務局や九州地方整備局が採用する「景観カルテ方式」や『鳥取県公共事業景観形成指針』における「チェックリスト方式」を参考に検討した。いずれも様式・項目が統一しているため確認しやすい反面、作成の手間がかかる課題があった。そのため、沖縄県では記載する大項目は統一し、どこに記載してあるかの目次を作成する「チェックリスト方式」を採用する（図-3）。

e) 景観評価システム検討委員会の設置

平成24年度より検討委員会を設置し、試行事業、検討区分チェックシート、チェックリストの審議を行っている。各年度3回開催し、学識者委員や行政委員等の選定も行っている。学識者委員は専門分野（土木・建築・造園・観光・道路・河川・営繕・港湾）を網羅するとともに、できる限り沖縄県内部で選定し、平成27年度は計8名のうち5名が県内の委員である。行政委員は土木建築部建築都市統括監、技術・建設業課長、土木建築部都市計画・モノレール課長の3名、事業担当委員は道路街路課長、道路管理課長、河川課長、施設建築課長、港湾課長の5名で構成している。

3. 沖縄県景観評価システムの取り組み

(1) チェックシート・チェックリスト解説書の作成

事業担当者及びコンサルタントが円滑に景観検討を進めるためのツールとして、景観チェックリスト及び解説書を作成した。解説書はマニュアルではなく、考え方を示すガイドラインとし、事業の特徴や地域特性に合わせて“考える”ことを促進させるものとした。解説書作成にあたっては、国土交通省の景観形成ガイドラインを踏まえつつ、沖縄らしさの視点も追加した。

解説書の内容は、最初に「景観デザインの目的と役割」「景観デザイン評価システムの考え方」を示し、

「1. 景観検討区分チェックシート」の項目で作業の流れ、チェックシートの内容、「I. 事業概要」「II. 景観検討区分」を整理し、「2. 景観チェックリスト」の項目でチェックリストの作成、「景観」に関する基本的事項の確認を行い、整備の段階に応じた確認事項という項目立てとしている。道路、河川、港湾、海岸、営繕事業については景観チェックリスト及び解説書を作成し、公園、ダム、砂防、空港、下水道事業については事業数が少なくプロジェクトごとの対応とするため、既存のチェックリ

スト及び解説書を活用する（海岸事業のチェックリストは平成 28 年度に作成予定）。解説書の素案は試行事業の場で実際に使用し、そこで出された意見を参考に検討委員会で精査することで、本格運用に向けた準備を行っている。

(2) 試行事業の取り組み

業務運営する県職員及び業務を実施するコンサルタントに、景観評価システムの理解と周知を図るとともに、人材育成を行うために、平成25年度から試行事業による運用を進めている。また、施工前の試行事業の景観評価を通して、最低限のクオリティを担保する進め方を行っている。試行事業は平成25年度に道路4事業、平成26年度に道路3（継続2，新規1），河川2，営繕3の計8事業、平成27年度に道路3（継続2，新規1），河川2（継続2），営繕4（継続1，新規3），港湾1の計10事業を行ってきた。景観評価の進め方として、それぞれの事業特性に合わせた協議方式で試行している。基本的には各事業担当者による説明に対し、学識者が助言を行う場を設ける「アドバイス会議方式」であるが、解説書などの理解を深める意図もあり、担当者がいくつかのチームに分かれてその場で学識者との議論や提案を行う「ワーキング方式」も採用している。いずれの協議方式で行う場合も、学識者と担当者で必ず現地を確認した上で議論を行っている。

道路事業は年度をまたいだ長期的な事業が多く、いずれも「アドバイス会議方式」で進めてきている。河川事業は初年度は「ワーキング方式」を採用し、翌年度に「アドバイス会議方式」で協議を行っている。営繕事業は単年度の「アドバイス会議方式」の協議が多いなか、1事業で河川と同様の流れを採用している。港湾事業は「アドバイス会議方式」を採用している。試行事業と協議方式の一覧を表-2にまとめ、協議方式別に、年度をまたいでアドバイス会議を行っている道路事業、担当者ワーキングを行った河川事業と営繕事業を対象として、学

識者からの意見、要望を中心に協議内容を整理する。

a) 道路事業

ここでは、年度をまたいでアドバイス会議を行っている「名護本部線」「糸満与那原線」「城間前田線」の3事業の協議録を参考に、議論内容を整理する。

「名護本部線」は、本線の道路設計に加え、途中の満名川を横断する箇所でも渡久地橋の架け替えがある事業である。平成25年度より三カ年に渡ってアドバイス会議を開催しており、25年度は土木事務所、担当コンサルタントと学識者のメンバーで実施した（図-4）。アドバイス会議では主に景観チェックリストの「基本的事項」について、「計画・設計」の検討事項について確認を行った。まず、「基本的事項」については「まちづくりの視点から道路設計を行うこと」が指摘され、本部町の景観計画の見直しも含めて県から働きかけをすることが求められた。また、満名川も道路設計において重要な関連事業であるため、河川整備について確認された。「計画・設計段階」については設計細部の指摘もされたが、すぐに決めないといけない項目、町と協議を進めて次年度以降に決定していく項目の選別が必要とされ、沖縄県、本部町、学識者を交えた協議の場を事務所で立ち上げることが求められた。このような指摘を受け、平成26年度は本部町役場の建設課都市計画港湾班の担当を加えて会議を行った。町の担当者が加わることで、町業務での住民WS開催といった情報共有がスムーズになった一方で、町の動線計画などビジョンのリニューアルが必要であることが明らかとなった。平成27年度は土木事務所の技術総括が加わり、より実質的な議論が行われた。技術総括から出された運用上の質問に対し、事務局より「本格運用の際は、各土木事務所でも景観委員会を立ち上げて進めてほしい」こと、「予算権限がない景観委員会では整備内容の決定はできないため、道路・河川・町といった関係者全員で決定することが重要」ということが確認された。

「糸満与那原線」では「名護本部線」と同様に平成25

表-2 景観評価システムの試行事業と協議方式の一覧（アド：アドバイス会議，WG：担当者ワーキング）

	事業名	H25.12	H26.1	h26.9	H26.10	H26.11	H26.12	H27.1	H27.2	H27.3	H27.9	H27.10	H27.11	H27.12	H28.1	H28.2
道路	龍潭線	アド,アド														
	浦添西原線	アド,アド														
	名護本部線	アド	アド		アド		アド							アド	アド	
	糸満与那原線	アド	アド	アド						アド						
	城間前田線								アド							アド
	県道7号線												アド			アド
河川	比謝川							WG					アド		アド	
	報得川							WG					アド		アド	
営繕	新川・真喜良団地建替			アド		アド	アド									
	新県立八重山病院建設			アド			アド	アド								
	名護高校校舎改築							WG	WG				アド	アド		
	中城公園展望台新築												アド			
	陽明高校校舎改築												アド	アド		
家畜衛生試験場新築														アド	アド	
港	粟国港													アド	アド	
	道路景観研修会															
研修	河川景観研修会										研修			研修		
	営繕景観研修会											研修				



図-4 アドバイス会議での現地視察

年度は『糸満市風景づくり計画（案）』などとの関係性が指摘され、26年度より糸満市建設部都市計画課が加わりアドバイス会議が行われた。「糸満与那原線」では、県内で唯一残存する糸満ロータリー（ラウンドアバウト）があり、ジョーグラーと呼ばれる本線から港への横道が歴史的な動線であるため、道路事業をまちづくりに組み込むビジョンの策定を糸満市で整理することが求められた。一方、糸満市のビジョンが無いなかでの道路の詳細設計は性急であり、概略の検討で止めておくべきとの指摘がされた。

「城間前田線」は平成26年度からアドバイス会議を開催しているため、他の事業を参考に浦添市役所の担当が当初より参加している。「城間前田線」はモノレールの延伸駅が建設予定で、「沖繩まちなみミュージアム地区」にも指定されている幹線道路であるが、具体的なまちづくりの方針が無い状況であった。平成27年度より浦添市の美らまち推進課・景観まちづくり係の担当を加わえて会議を行い、土木事務所、都市計画・モノレール課（都市モノレール建設事務所）、浦添市の三者の協議の場が無いこと、工程計画が整理されていないこと、三者の役割分担が明確でないことの三つの課題があることを確認した。

道路事業のアドバイス会議で課題として挙げられた点を下記のようにまとめる。

- ・道路事業がまちづくりのなかでどのように位置づけられているか（市町村との連携）
- ・道路事業者だけではなく、市町村の担当、関係する河川事業者などとの協議の場は設けられているか
- ・上記二点を考慮した、手戻りのない工程計画は組まれているか（手戻りが後の経済性も悪くする）

b) 河川事業

河川事業では、景観チェックリストに関する協議と沖繩市の「比謝川」、八重瀬町の「報得川」を対象とした担当者ワーキングを行った（図-5）。協議の中で、多自

然川づくりと景観を分けて捉えていた事務所に対して、多自然と景観は仕分けせず治水・景観・環境をセットで検討することを確認し、景観を包含させることが必要であることを共有した。また、景観検討をどこまで深掘りすべきかという事務所の意見に対しては、事務局から試行を通して景観検討の程度を確かめてほしいと回答された。河川の担当者は川づくりにおいて、治水・環境は主眼にあるが、「景観」は別途検討するものという意識があることが分かる。



図-5 担当者ワーキングでの協議

担当者ワーキングは土木建築部河川課と四つの土木事務所の河川担当者が集まり2回に渡って行った。「比謝川」と「報得川」の2班に分かれて、両河川の「河川整備基本方針編」と「河川整備計画編」、「設計・施工・維持管理段階」について景観チェックリストと解説事例集に照らし合わせた検証を行い、ワーキングのまとめとして以下の意見が出された。

- ・基本方針と整備計画の中に「景観」という観点が入っていない
- ・本課が基本方針及び整備計画を策定する際に、「景観」について検討し、設計を行う事務所に引き継ぐ必要がある
- ・住民の意見や担当者の思いをできる限り書き込んで次世代に伝えていこうという意思は重要
- ・一方で、整備計画の見直しという項目は重要で、状況に応じて縛られすぎないことが前提にあるべき
- ・どの段階で景観のチェックをするのかという技術的、手続き的な側面は整理する必要がある

c) 営繕事業

営繕事業では「名護高校校舎改築」で平成26年度に担当者ワーキングを3回開催し、27年度に実施設計業務としてアドバイス会議を行った議論内容を整理する。

担当者ワーキングには施設管理課建築班、土木事務所、設計担当コンサルタントが参加し、2班に分かれて議論を行った（図-6）。第1回は現地確認の意見整理を行った後、名護高校の改築四案（1. 校庭に建替、2. 現地建替



図-6 担当者ワーキングでの模型検討

分散、3. 現地建替集約、4. 現地建替集約セットバック) に対して、平面図を元に班ごとに各案の評価と案の絞り込みについて発表と意見交換を行い、担当者・学識者ともに推奨は案2にまとまった。第2回は1回目の意見を受けた二案の提示より「①正面からのゲート性」「②開かれた中庭」「③眺望(内部から、東側道路から)」「④建物の抜け」という四つのテーマを学識者から示し、班ごとに1/1000模型を用いて案の検証を行った。1班は両案の検証を行っていたが、もう1班は二案を統合した提案しており、この時点で班の特徴が出始めていた。両班ともに重要な意見が出されていたため、第3回に向けてはそれぞれの案の考え方をダイアグラムに整理し、キャッチフレーズなどを検討し、できることとできないことを整理して第2回案をブラッシュアップしておくことを要望した。第3回は校舎の配置計画だけでなく、外構に求められる機能について二度発表を行った。担当者ワーキングで行った様々な視点からの議論を元に、平成27年度は施設建築課建築班、設計担当コンサルが加わる実施設計業務のアドバイス会議を行っている。他の事業と同様に、細部のアドバイスも行われたが、名護市の景観計画の確認や「①基本設計段階で、できる範囲で大まかな方針・方向性を協議、②実施設計段階で、細かいところ協議」する流れの必要性が求められた。また、実施設計を分割して発注する第1期の業務であるため、継続性を担保する仕組みが必要であり、プロジェクトごとの委員会も検討したほうが良いという指摘がされた。

(3) 景観研修会の取り組み

景観評価システムの理解と周知、業務運営する県職員及び業務を実施するコンサルタント双方の人材育成を図るため、道路、河川、営繕事業の景観研修会を平成27年度に実施している。コンサルタントの景観研修会への参加が促進されるよう、CPD認定プログラムの研修会とするとともに、一般社団法人沖縄県測量建設コンサルタン

ツ協会や社団法人沖縄県建築士会のホームページで周知を図った。

河川では多自然川づくりの理解を深めるため、学識者の講義による座学中心の「勉強会方式」で研修会を行った。道路では2年間の試行事業の実績があり、営繕はデザイン検討の素地があることから具体的なケーススタディを用いて景観検討を実際に行う「実践型方式」の研修会を行った。ここでは「実践型方式」を採用している道路及び営繕の景観研修会の議論内容を整理する。

a) 道路事業

対象地は試行事業を実施している「糸満与那原線」で、参加者は県職員が10名、県内コンサルタントが10名の計20名が3班に分かれて研修を行った。研修は二日間行い、一日目は現地調査、景観的配慮事項のまとめ、各班の発表と意見交換を行った。二日目は景観整備上の目標像の検討、目標像の作成まで提案を行い、解説書でいうと「2. 景観チェックリスト」の基本的事項の確認までを研修の課題とした。研修会の総評では、3班が工夫を凝らしたプレゼンテーションを行い、外からの視点、内からの視点、交流という視点というように、それぞれが異なる視点でまとめたことの評価が高かった。参加者アンケートの結果では、これまで地域性や景観面を考える機会が少なく、考えていなかった視点(地域と歴史、まちの成り立ち)から計画することの重要性が分かった、道路単体ではなくまちづくりへ巻き込んでいくこと、地域住民の利用を考えた視点を学んだ、景観チェックリストの基本的事項を使用することで、景観検討の項目の抽出の仕方が分かりやすかったという意見があった。図-7に最終発表の一つを示す。



図-7 道路景観研修会での最終発表

道路事業のアドバイス会議で学識者から指摘を受けていた事項を参加者自らが発見し、記述できるようになったことは成果である。二日間という短期集中でも解説書をベースに景観検討を進めると、理解が早く景観評価に資する成果が得られることが研修を通じて確認できた。

b) 営繕事業

改築計画のある「首里高校」を対象に、県職員が7名、県内コンサルタントが8名の計15名が3班に分かれて研修を行った。道路事業の研修と同じく二日間行い、一日目は現地調査、景観面での配慮事項の整理と目標像の立案まで進め、二日目はプランの検討を行った。成果物では図-8に示す1/200模型をプランの提案に用いた。研修会の総評では、3案それぞれに良い提案がされているので、ここで出たアイデアを県には前向きに活用してほしいという要望が出された。また、景観チェックリストの出来は良く、一つ一つの項目を議論しあいながら進めていけば、大筋が見えてくることが研修を通じて確認でき、模型での検討も合わせて行えば、「景観」の共通理解と高い成果が得られることが分かった。参加者のアンケート結果では、建築物だけでなく地域の理解の重要性、建築物と外部の関係性の把握、模型での検討の有効性が挙げられ、景観チェックリストを公共事業だけでなく、民間事業でも活用したいといった意見が出された。

営繕事業では試行事業の担当者ワーキングでも模型検討の有効性が示されていた。ここで必要とする模型はロビーに展示するようなジオラマ模型ではなく、地形や建物のボリュームの確認ができ、次々に案の検討ができることが重要である。図-8の最終成果のように、地形はスチレンペーパーを等高線に沿ったコンター積みで重ね、建物はスタイロフォームを切り出した簡易なもので検討段階は十分である。彩色などをして住民向けの意見交換などでも使用できることを考えれば、初期段階でベース模型を作製することは費用対効果が高いといえる。



図-8 営繕景観研修会の最終成果

4. 試行運用の成果と課題

道路事業では、「景観」という視点はいわゆるお化粧のような認識であり、極端に言うと舗装のパターンや色を

決めることと捉えられている。試行事業で出された指摘は道路設計の細部の検討以前の枠組みに関する確認事項である。本来、これらの合意を得た上で業務を進めていくことが「景観」を考える前提である。試行事業ではどのような点に留意することが景観評価に当たるかということを担当者と学識者で共有を図ってきた。年度を経ることで市の担当者、技術総括が加わりアドバイス会議での議論が具体的になったことは確かであり、利用者像を考慮した整理へと変化していることはこれまでの成果である。道路事業の場合、道路本体の計画・設計業務と景観検討業務を異なる時期に行うのではなく、同一業務とするか同時期に行い調整しながら進める必要がある。

河川事業では、治水という絶対的な条件と多自然という視点は基本方針や整備計画にも書きこまれ、担当者にも周知されているが、「景観」については検討はされているものの書き込まれていない状況もあった。ワーキングを通じ、基本方針や整備計画にも「景観」の項目を書きこみ、事業の進捗に応じてチェックをしていく体制と周知が重要であることが明らかになった。また、参加者アンケートの結果をみると、河川整備基本方針と河川整備計画の重要性とともに、沖縄県の河川環境の特殊性を再認識できたことは成果である。多自然川づくりという大きな指針を十分に認識し、河川整備基本方針や河川整備計画の立案段階で「景観」という視点も検討することが重要であり、基本的には治水と河川の生態系に配慮することにより「景観」に配慮しつつ、人の利用を検討するときには、アクセス性や親水性といった「景観」の視点も含めてトータルに考える必要がある。

営繕事業では、建築物が見られること、人の利用があることは必然的に考えるため、「景観」という視点は受け入れられやすく、これまでも建築物単体のカタチの議論は行っていた。一方で、敷地内のオープンスペースや敷地外の周囲との関係性を踏まえた「景観」という視点は不足していた。試行事業の担当者ワーキングの参加者アンケートの結果をみると、県職員からは官民協働で議論をすることによる考え方の共有、配置計画を行う前のコンセプトやダイアグラムの重要性が出され、県内コンサルからは多様な意見を出し合うこととともに、模型を用いた立体的イメージによる検討の重要性が出されたことは成果である。また、アドバイス会議では建築だけではなく、土木の景観の専門家も入れることで、建築物単体の議論に偏らない工夫をしている。

これら試行事業での検討は「アドバイス会議方式」と「ワーキング方式」の二つの方式で行ってきた。議論の進捗を勘案すると、「ワーキング方式」の方が学識者の現場への理解が深まりやすく、担当者とのコミュニケーションを図りながら意見を集約するには適しているよう

に考える。道路事業のアドバイス会議ではまちづくりへの考え方を共有することがなかなか難しかったが、研修会でのワーキングでは、参加者の理解が比較的進んでいた。ワーキングの頻度を上げて開催することが難しい場合は、営繕事業の「名護高校校舎改築」のように、最初にワーキングを何度か開催し、方向性が決まった段階でアドバイス会議に移行するといった体制づくりを進めていく必要がある。また、事業の特徴によって「景観」という視点に認識の差があるため、事業の特徴によってどの段階でどのような検討をすることが最も効果的かという点をこれまでの試行事業を精査して、本格運用へと進んでいきたい。

5. まとめ

(1) 結論

平成29年度の景観評価システムの本格運用に向けて、沖縄県では24年度にシステム（案）の構築、25年度から三カ年の試行事業と検討委員会でのシステムの検証を行ってきた。以下に、平成27年度までの試行運用の成果と課題を整理する。

- ・沖縄県の景観施策を元に、沖縄県独自の景観評価システムを立ち上げた。沖縄県の特徴は下記である
 - ・移動景観を重点検討区分の視点としており、これにより、非常に多くの事業が重点となること
 - ・試行事業として進め、現場への周知、人材育成を行っていること。事業の最低限のクオリティを担保していること
 - ・ツールとして、景観チェックリスト及び解説書を作成していること
 - ・景観研修会を実施し、現場への周知、人材育成を行っていること
- ・景観評価システムを実効的な仕組みにするため、試行事業を行い、成果と課題を整理してきた
- ・道路、河川、営繕、港湾と試行事業を進めることで、それぞれの特徴と異なる課題が明らかとなった
- ・アドバイス会議やワーキングなど事業の特徴と段階を考慮した体制を検討する必要がある
- ・事業だけではなく研修会を定期的を開催することで景観評価システムの理解と周知ができるとともに、人材育成も図ることができる

(2) 今後の予定

平成28年度が本格運用に向けた最終年度になるため、これまでの成果と課題をあらためて精査して、実効性と継続性のあるシステムとしていかねばならない。本論で

は試行事業の途中までの成果による考察であったが、今後の本格運用も含め、各事業が実際の空間としてどのように出来上がったのかまでを継続的に検証、考察していきたい。

謝辞：本研究の資料調査において沖縄県都市計画・モノレール課景観形成班には多大なご協力を頂いた。厚く謝意を表す。

参考文献

- 1) 沖縄県土木建築部：沖縄県土木施設景観形成技術指針（案），1998
- 2) 沖縄県土木建築部：沖縄県公共建築物景観形成マニュアル，1999
- 3) 内閣府沖縄総合事務局開発建設部：沖縄総合事務局・景観検討の基本方針一改訂版，2013
- 4) 鹿児島県：鹿児島県公共事業景観形成基準，2008
- 5) 吉岡聖貴，樋口明彦，高尾忠志，野口順平，佐藤直之：長崎県公共事業等デザイン評価制度の運用上の成果と課題，景観・デザイン研究論文集，No.7，pp.25-36，2009.12